

平成19年12月13日（木曜日）

---

議事日程第3号

平成19年12月13日（木曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

第2 議案第183号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第3 議案第184号 政治倫理の確立のための大仙市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第4 議案第185号 大仙市峰吉川基幹集落センター条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第5 議案第186号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第6 議案第187号 大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第7 議案第188号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第8 議案第189号 大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第9 議案第190号 大仙市刈和野地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

第10 議案第191号 大仙市特別養護老人ホーム設置条例等の一部を改正する条例の制定について

（質疑・委員会付託）

- 第 1 1 議案第 1 9 2 号 大仙市土地開発公社定款の一部変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 2 議案第 1 9 3 号 市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 9 4 号 大仙市西仙北ふれあい広場等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 9 5 号 高速自動車国道活用施設ぬく森プラザの指定管理者の指定に  
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 9 6 号 史跡の里交流プラザ「柵の湯」等の指定管理者の指定につい  
て (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 9 7 号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 9 8 号 上淀川エコ対策コミュニティセンターの指定管理者の指定に  
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 9 9 号 太田北部墓園の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 0 0 号 太田東部墓園の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 0 1 号 荒川福社会館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 0 2 号 玉川荘の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 0 3 号 水沢老人憩の家の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 2 0 4 号 小種老人憩の家の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 2 0 5 号 中淀川老人憩の家の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 2 0 6 号 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者の指定に  
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 2 0 7 号 沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)

- 第 27 議案第 208 号 木内児童館等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 28 議案第 209 号 高畑へき地保育所及び川目へき地保育所の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 210 号 大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 211 号 大仙市太田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 212 号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 213 号 大仙市協和家畜排泄物処理施設の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 214 号 大仙市西仙北地域産物加工販売施設の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 215 号 大仙市立太田就業改善センター等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 216 号 大仙市公設小売市場の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 217 号 大仙市観光情報センターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 37 議案第 218 号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 38 議案第 219 号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 39 議案第 220 号 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 40 議案第 221 号 大仙市大綱交流サロンの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)

- 第 4 1 議案第 2 2 2 号 太田東部地区公園等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 2 議案第 2 2 3 号 ねむのき駐車場等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 3 議案第 2 2 4 号 大仙市立太田農村環境改善センター等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 4 議案第 2 2 5 号 大仙市峰吉川基幹集落センターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 2 2 6 号 刈和野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 2 2 7 号 大仙市小杉山地区生涯学習センターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 2 2 8 号 大仙市協和多目的交流施設等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 2 2 9 号 大仙市民プール等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 2 3 0 号 大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 2 3 1 号 大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 1 議案第 2 3 2 号 大仙市南外民俗資料交流館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 2 議案第 2 3 3 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 3 議案第 2 3 4 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 4 議案第 2 3 5 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計補正予算 (第 7 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 5 5 議案第 2 3 6 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(質疑・委員会付託)

- 第56 議案第237号 平成19年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑・委員会付託）
- 第57 議案第238号 平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）  
（質疑・委員会付託）
- 第58 議案第239号 平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
（質疑・委員会付託）
- 第59 議案第240号 平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（質疑・委員会付託）
- 第60 議案第241号 平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（質疑・委員会付託）
- 第61 議案第242号 平成19年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第2号）  
（質疑・委員会付託）
- 第62 陳情第62号 内小友宮林一丁内のガードレール更新について  
（委員会付託）
- 第63 陳情第63号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を政府・厚生労働省に求めることについて  
（委員会付託）
- 第64 陳情第64号 後期高齢者医療制度の改善を広域連合に求めることについて  
（委員会付託）
- 第65 陳情第65号 消費税の引き上げに反対することについて  
（委員会付託）
- 第66 陳情第66号 法務局の増員に関することについて  
（委員会付託）
- 第67 陳情第67号 四ツ屋小学校に学童保育所（放課後児童クラブ）開設を求めることについて  
（委員会付託）
- 第68 陳情第68号 取り調べの可視化の実現を求めることについて  
（委員会付託）
- 第69 陳情第69号 メディカルコントロール体制の充実を求めることについて  
（委員会付託）
- 第70 陳情第70号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求めることについて  
（委員会付託）

出席議員（29人）

1番	大坂義徳	2番	佐藤文子	3番	小山誠治
4番	佐藤隆盛	5番	藤井春雄	6番	杉沢千恵子
7番	佐々木昌志	8番	高橋敏英	9番	
10番	千葉健	11番	渡邊秀俊	12番	金谷道男
13番	斉藤博幸	14番	佐々木洋一	15番	大野忠夫
16番	武田隆	17番	菊地幸悦	18番	佐藤芳雄
19番	橋本五郎	20番	大山利吉	21番	門脇一男
22番	本間輝男	23番	藤田君雄	24番	高橋幸晴
25番	橋村誠	26番	佐藤孝次	27番	鎌田正
28番	北村稔	29番	竹原弘治	30番	児玉裕一

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
教育長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	元吉峯夫	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	藤原薫	建設部長	柴田勝三
病院事務長	富岡暁雄	水道局長	田口良邦
教育次長	相馬義雄	教育次長	今井聰
総務課長	進藤雅彦		

---

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

---

午前10時00分 開 議

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 本日の会議は、議事日程第3号をもって進めます。

---

○議長（大坂義徳君） 日程第1、本会議第2日目に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに18番佐藤芳雄君。18番。

○18番（佐藤芳雄君）【登壇】 おはようございます。だいせんの会、18番佐藤芳雄でございます。18番といえば何か一曲とかという声が聞こえておりますが、今日は議場でございますので一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、昨今11月16日に議員全員協議会が財政見通しの改善計画についてと、2つ目として平成20年度当初予算編成方針について、このことについて議員の皆さんにいろいろと執行部の方からお話ありました。その中につきまして本当に22年度には財政調整基金の残高がゼロになる、実施計画における普通建設事業の大幅な見直しなり、20年度に30%、21、22と40、50%となくなる実施計画がある予定ということで、このことにおきまして私もいろいろ会議がある席でこのお話を市民に傳達してまいりました。すると、「なぜ大仙市はそうしなきゃいけない」という市民の声を聞きまして、あの標語であります「おおきなせなかに夢をのせ 未来にはばたく元気なまち大仙市」これに違反しているじゃないかという市民の声が大きく聞こえました。私は平成4年から市民の声を議会に反映させるべき橋渡し役として平成4年に議員になりました。そのときもやはり私は地元の財政が、一般財源がなく、どうしたらよいかとある人に声をかけられまして地元には大きな企業を持ってくることになりました。ところが、いろいろ問題がありまして、執行部、そして議員の方々は反対されました。それではどうしたらいいのかなという形で市民に支援いただきまして議員になったわけでございます。そのときは、私は市長は社長、副市長は専務、そして職員は社員として企業と同じ考えで行政をもっていけば絶対よくなるという、そういう意気込みで議員になったわけでございます。そして、議員はやはり執行部と一緒にあって、調整しながら、いろいろな問題を抱えながらやっていければ北海道のある市役所みたいに破綻をしなくなるという考えで行ったわけでございます。そういう関係から、私はこれまで栗林市政のこれまでの総

括について質問いたします。

平成17年3月22日に8市町村が合併し大仙市が誕生し、合併後最初の市長選に当選してから栗林市政も2年半が経過し、任期も後半に入ったわけであります。栗林市長は、2年前の7月18日開催された大仙市誕生記念式典において、大仙市にとって一番大切なことは、住民が不安を感じないよう基礎を固め、早期に軌道に乗せることであり、舵取り役を務めさせていただくことになった私の責務であると述べております。そして、そのためには地域の声が行政に届く仕組みを早期に確立させ、住民と協働の地域づくりを進めながら、住民と一体となったまちづくりに取り組んでみたいと明言しております。さらには、鉄道、道路の結節点として拠点機能の高い大仙市の特徴を最大限伸ばし、将来都市像である「おおきなせなかに夢をのせ 未来にはばたく元気なまち」をつくりあげたいと将来に向けた取り組み姿勢を打ち出していました。

ところで市長は、これまでに常に市民の目線、住民の立場になって市民の声を反映させる行政を実現させると言い続けていますが、その一環として昨年から実施している市民による市政評価のアンケート調査の意義があるものと認識しております。

しかしながら、私としてはこのアンケート調査の手法や分析に対していささか疑問を感じているところであります。確かに20歳から74歳までの市民から無作為抽出と希望者による1,000人を対象に施策・事業に対する市民の問題意識との検証と事業への反映という趣旨には異論ありません。しかし、昨年アンケート回収率が42.7%で、今年1次調査では36.7%という結果、そして2次調査の同意者が249人という実態では本来の目的にはなっていないと思われまます。また、評価の判断となる加重平均についても、満足が5点、やや満足が4点、どちらでもないが3点、やや不満が2点、不満が1点として3.5点以上がAランクで、3.5未満から2.5以上がBランクとする判定基準も甘いのではないかと思います。なぜなら、どちらでもないということは賛否が微妙で、本当の意味での市政評価を得るのであれば、4点以上をAランクにするくらいの厳格な姿勢が必要と感じているからであります。結果として現状に対する満足度は、全22施策のうちAランクが18施設、Bランクが4施策となっており、事業の有効性についても全27事業のうちAランクが21事業、Bランクが6事業と、いかにも市民の評価が高いという印象を与えていると思えます。

ところが、市が課題としている分野の農林水産業の振興や商業の充実、雇用の安定、就労の促進、市街地の整備などの主要施策や重点事業については市民の評価は厳しいも



のになっており、このことは真摯に受けとめなければなりません。

なぜ私がこれまで長々と前置きをしているかという、合併後の栗林丸という市長の舵取りに対して、果たしてアンケート調査のランクづけの結果のように、市民がよかったと思っているのか、実感として合併してよかったと思っている人がどれだけいるのかといった本質を検証すべきであると言いたいからであります。市民は「合併をするのは早かったんじゃないのか」、そして「西部・東部と分かれて、それからにしたらいんじゃないか」という声が大きく聞こえます。このことを踏まえ、何点か質問させていただきます。

まず、単刀直入にお尋ねしますが、栗林市長が目指してきた大仙市のまちづくりについて、これまでの2年半を振り返って、どのように総括できるのか、大仙市総合計画の観点からはどうか。2点目として、合併してよかったかどうか、市民の皆様の声をどのように認識しているのかであります。3点目には、合併後財政状況はどのように推移しているのか、この間の議員協議会でも説明がありましたけれども、これは市民の方々にこの場でお聞きしていただきたいと思っているのでございます。今後の財政見通しもあわせて市長の所見をお答え願います。

ちなみに、大仙市の財政の現状は、財政の弾力性を示す経常収支比率は94.6%と異常に高く、実質公債費比率は17.6%と黄色い信号になっております18%に迫り、財政の硬直化が進んでいることはご承知のとおりであることを申し添えておきます。

次に、2点目は、中心市街地の活性化と商工団体との連携についてでございます。中心市街地の活性化と商工団体の連携について質問いたします。

先のアンケート調査結果でも申し上げておりますが、商業の振興に関しては市民の評価は厳しいものがあります。私も商工会の関係者の一人として、市長の商工団体との連携については、大曲イオンショッピングセンターの進出に伴う対応の際にも、何かぎくしゃくしたものがあって、今後の商業の振興の取り組みに支障がなければよいかと懸念しているところであります。

そこでお尋ねしますが、現在進められている大曲駅前第二地区の整備事業について、当初計画のコンセプトから乖離が生じていると感じております。ある市民からは「区間整理は飲食街、飲み屋ビルを建てるための事業ですか」と本当に皮肉たっぷりの声を聞かされております。今後、踏切アンダー化、大花町地区へと事業が進む中で市街地活性化の観点からも、街並みや景観に配慮し、また、商店街、商工会の支援を考えた取り組

みをしていく必要があると思うが、市長の見解をお聞かせ願います。また、商工団体との連携については、どのようなスタンスで臨むのか、あわせてお答え願います。

次に、3番目に安全・安心まちづくりの条例の制定について質問いたします。

今、大仙市では財政の硬直化を避けるため、行財政改革を前面に打ち出し様々な事業の見直しや業務の効率化など実施しておりますが、指定管理者制度の導入や法人化の推進もその一環として認識しております。また、補助金のあり方についても審査委員会を設置するなど、来年度予算編成に向けた方針を打ち出そうとしています。このことに関しては先の市民アンケートの中で生活の安全・安心の施策には高い評価を占めておりますが、子供たちの登下校の安全対策をはじめ地域防犯に対しては厳しい財政事情であっても予算などとは言っていないのではないのでしょうか。大事なことはないかとの意見もいろいろ聞こえます。この際、秋田県でも制定している安全・安心まちづくり条例を制定し、市民、地域が一体となった安全対策と防犯対策を講ずるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、認可外保育園の現状認識と今後の支援策について質問いたします。

栗林市長は、政治信条としての「常に弱い立場の人に光を当て、声なき声に耳を傾け市政に反映させたい」との思いやり行政を大切にしていると認識しております。

そこでズバリお尋ねしますが、今、当市では1カ所しかない認可外保育園について市長はどのように認識し、今後どのような支援策を講ずるべきと考えているのかお答え願います。私の認識では、認可・無認可対応を問わず、子供たちへの愛情も保育サービスも同じく、等しく、精一杯頑張っていると思っております。また、認可外保育園では放課後クラブも実施しているとの実態からも、来年度以降の市の委託についても検討する必要があると思っておりますが、この点についてあわせてお答え願います。

5つ目といたしまして、職員の意識改革とモラル向上について質問いたします。

今さら申し上げるまでもなく最後の決め手は人づくりであります。すぐれた人材を育成していくことが大仙市発展の鍵を握っていると言っても過言ではありません。言い換えれば、どんなにすぐれた施策や事業計画を策定しても、それを実践する職員の意識改革とモラルの向上なくしてその実現はあり得ないということでもあります。

ところで、昨今の社会の動きの中で最も腹立たしいことは、誰でも言うております。食品の大手の老舗で相次いだ食品をめぐる偽装、本当に悲しいこととございます。腹立たしいこととございます。そしてまた、消えた年金をはじめ公務員の不祥事や不正、横

領といったマスコミ報道が後を絶たないことであります。もちろん前防衛次官の汚職事件など言語道断であります。

さて、こうした公務員に関わる不祥事や事件は決して他人事としては済まされない問題と考えます。そこで関連事業も含めて3点についてお尋ねいたします。

1点目は、大仙市としての不祥事、不正の防止策について職員の意識改革とモラル向上とあわせて、どのように取り組んでおられるのか。

2点目は、監査機能の強化についてであります。この件については代表監査委員に対して質問いたします。先程申し上げたとおり、最近、各地の地方公共団体において財務に関連する不正事件などが話題になっており、不正事件を起こした者に対して批判は当然のこと、監査委員は一体何をしているんだ、監査権が十分に機能していないのではないかとする批判もあります。そのようなことを背景にしてか地方制度調査会においても監査制度について議論があったことはご承知のことだと存じます。さて、そこで本市においては、係る不正事件が発生していないことは幸いではありますが、監査委員自身がいるいろと監査を執行し、その結果は議会に報告されていますが、従来までに執行してきた監査で地方自治法が期待する十分な監査であるとお考えかどうか、また、十分な監査をするまでに至っていない、まだ不十分な点があると思っていれば、その原因についてはどのように考えているのか。次に、決算監査や定期監査では、それぞれ幾つかの指摘事項が報告されておりますが、これらの点については改善されているか否かについては追求しているかどうか、また、追求した結果、改善されていないようなものについては、監査委員としてどのように考えているのか、監査も限定された項目しか実施されていないのではないかと思います。不正防止といった観点からどのような点にポイントを置いて監査しているのか差し支えなければお答え願います。

3点目は、庁舎ホール・ロビーの有効活用についてであります。この件については職員の意識改革という観点からお尋ねいたします。

職員の中には市役所庁舎をはじめ各総合支所・各種施設を執務の場ということから、市の施設は自分たちのもので職員が主人公だと思っている人が少なくないと市民の声を感じています。当然のことながら本来は住民が主人公であり、市の施設は住民のものだという発想に立って、住民により多く利用していただくという認識が必要であります。

そこで提案であります。市民ホールや各支所ロビーを一般開放し、数多くあるサークル活動の作品発表の場に活用してみてもいかがでしょうか。短歌、俳句、川柳、絵画

などの作品を1週間毎に展示することは、著名な画家の作品だけを何年も飾っておくよりも、隣のだれそれさんの書が市役所に飾ってあったよと住民たちが親しみを感じられ、身近な行政につながるものと思います。そしてまた、小中学生の絵画や書道なども一つの考えだと思います。こういう観点から市長の見解をお答え願います。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 18番佐藤芳雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤芳雄議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、市政のこれまでの総括についてであります。

はじめに、これまでの2年半を振り返っての総括についてであります。本市は地方分権時代に対応し、住民が安心して暮らせる地域をつくるため、平成17年3月22日に市町村合併し、早いもので2年8カ月が経過いたしました。昨年3月には大仙市総合計画を策定し、効率的・効果的な行政運営、健全で計画的な財政運営に努め、市民との協働による「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の創造に向け取り組んできたところであります。

また、地方分権の推進により市町村の自己決定・自己責任の強化が図られる中、合併により行政規模が拡大した本市では、いかに市民の声を施策に反映させるかが重要な課題であり、その一環として平成18年度から市民による市政評価を実施しておりますが、議員ご指摘の回収率の向上や評価の判定基準などにつきましては、今後も工夫を加えながら市民の声を的確にとらえるよう努めてまいりたいと考えております。

地方分権時代の行政運営は、これまでの行政運営では対応が困難なものと考えており、市民の英知を結集し、地域の自治の力をフルに活用しながら、市民の合意や共通理解のもと、市民自らが主体的に地域政策を考える市民と行政が協働して施策を推進する仕組みづくりが大切との観点から、自治会支援や地域枠予算などにより市民との協働のまちづくりを進めてきたところであります。

本市では、農林水産業の振興や商業の充実、雇用の安定、就労の促進、市街地の整備など課題が山積しておりますが、総合計画の前期5カ年を大仙市建設の基礎づくりの時期と位置づけ、市全体のバランスを考慮しながら厳しい財政状況の中で経常的にかかる支出をできるだけ抑え、限られた財源を有効に活用し、旧市町村からの継続事業をはじめ農林業振興、商工業・雇用対策、都市計画、子育てと教育、医療・保健・福祉、芸術・文化・スポーツ、情報基盤など各分野における課題の解決に向けて努力してきたとこ

るであります。

しかしながら、本市を取り巻く環境は非常に厳しい情勢にあり、特に財政はもともと財政基盤が脆弱な市町村が合併したものであるため、歳入一般財源が年々減少するなど苦しい財政運営が続いております。このため、特に普通建設事業については実施計画に登載された事業をすべて実施することは困難な状況であり、事務事業の規模、必要性、優先順位等見直しを図りながら、安らぎと居住性、快適性の高い都市空間の創出に努め、人が生き・集うような魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造を目指してまいりたいと存じます。

次に、合併についての市民の声につきましては、昨日の佐々木洋一議員のご質問にもお答え申し上げましたが、私たちは人口減少や少子高齢化、国・地方の財政悪化等様々な課題に対応し、住民が安心して暮らせる地域をつくるため市町村合併を選択し、約2年5カ月の協議を経て大仙市を誕生させました。合併に至るまでは様々な意見もありましたが、住民の合意、議会の合意のもと合併が成就したものであり、私は初代市長として市民が不安を感じないような新市の基礎を固め軌道に乗せることが私に課せられた責務と考え、それぞれの旧市町村の産業、文化・伝統、地域の特性を生かし、さらには旧市町村長が目指したまちづくりへの思いを継承し、それぞれの地域と独自性を発揮しながら発展し、「人が生き・集うような魅力ある地域」「安心して暮らせる地域」の創造に向け、誠心誠意努めてきたところであります。

私は市長就任以来、「市政は市民のために」を基本理念とし、市民との協働による地域づくりを掲げ、地域協議会や市長面会日、さらには市民評価制度の導入などを通じて市民の声が行政に届く仕組みづくりに努めるなど、市民と一体となったまちづくりに取り組んできたところであります。

本市は誕生してまだ日は浅く、また、厳しい財政環境等多くの課題を抱えながらの市政運営であります。大仙市の基盤を早期に確立し、市民が望むまちづくりを推進していくため、今後も常に市民の目線に立ち、現場に足を入れ、市民と一緒に汗をかきながら本市の都市像である「夢のある田園交流都市」を創造してまいりたいと考えております。

次に、合併後の財政状況と今後の見通しにつきましては、先月16日、議員全員協議会におきましてご説明申し上げましたとおり、本市はもともと財政基盤が脆弱な市町村が合併したことに加え、国の三位一体改革による地方交付税の縮減や国庫補助負担金の

削減に見合う十分な税源移譲がなされなかったことなどによる歳入不足に加え、合併前に旧市町村が実施した事業や合併後に引き継いだ事業の実施などにより市債の償還が年々増加している状況にあります。

このような状況から、平成22年度から24年度にかけて、このままでは収支不足が予想されるほか、平成22年度には財政調整基金が枯渇する恐れがあるなど、現状で推移した場合、今後の財政状況は非常に厳しいものが予想されております。このような財政見通しを踏まえ、平成20年度及び21年度に財政健全化に向けて市債発行額の抑制による将来負担の軽減と基金の取り崩しに頼らない財政運営を二本柱とした財政改革に取り組んでまいります。

具体的な取り組みにつきましては、議員全員協議会においてご説明申し上げましたので割愛させていただきますが、この財政改革を実施することにより先に申し上げました収支不足が解消されるほか、財政調整基金についても平成22年度から25年度までは残高は少ないものの枯渇することなく推移し、平成27年度には現在の残高まで回復する見込みとなっております。

国の動向などまだ不透明感がありますが、今後、大仙市が自立・持続可能な財政基盤の確立が図れるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

質問の第2点は、中心市街地の活性化と商工団体の連携についてであります。

はじめに、大曲駅前第二地区土地区画整理事業につきましては、事業の基本方針としてメインテーマに「丸子川と調和した緑豊かな人間優先のまちづくり」、サブテーマとして「商業の活性化と魅力的なにぎわいのあるまちづくりの推進」「居住環境を整備し住みよいまちをつくる」「冬を快適に暮らせるまちをつくる」「伝統・文化・行事の継承や育成に役立つふれあいの場をつくる」の4つを掲げ、取り組んでいるところであります。

これまでの事業が当初計画のコンセプトから乖離しているのではとのことですが、それぞれ定められたテーマに基づき事業を進めてきたものであります。

また、平成5年4月には基盤整備を重点とした計画から、魅力あるまちづくりや街並みの形成に重点を置き、官民一体となった取り組みとなる地区計画などを盛り込んだ「顔づくり計画書」を策定し、通常事業よりグレードの高い整備が可能となる「ふるさとの顔づくりモデル事業」の承認を得ているところであり、顔づくり計画書の策定に当たりましては、策定委員会を組織し、商工団体にも参加をいただいたところであります。

その後、社会情勢は大きく変化し、官民ともに負担が増大する顔づくりモデル事業をすべて実施するのは困難な状況となってきております。しかしながら、大曲駅前第二地区は大仙市の顔となる中心市街地であり、魅力ある街並みの形成を図り、市街地の活性化のためには、安心・安全な市街地への再生事業は欠くことのできない条件であると考えております。したがって、丸子川の景観など既存のストックを活用しながら、また、大花町地区においては、現在建設中の都市再生住宅を核とした良好な街並みの形成など、より一層の創意工夫により事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、商工団体の連携についてであります。土地区画整理事業に関連し、地元地権者等から「まちなか居住」をテーマとしたまちづくりビジョンの提案もあり、商工会議所でも支援していきたいとの意向を伺っております。

市といたしましては、地方再生プロジェクトに提案するなど、これらのビジョンとあわせ今後策定を予定しております中心市街地活性化計画の策定について、地元関係者や商工団体等と協議を重ね、土地区画整理事業がにぎわいの創出、地域の活性化に結びつくよう努めてまいりたいと存じます。

質問の第3点は、安全・安心まちづくり条例の制定についてであります。

秋田県においては、平成16年3月に条例を制定し、県、県民、事業者等の責務、児童等の安全教育、学校通学路の安全確保、犯罪防止に配慮した道路等の普及をうたっております。また、県内では男鹿市をはじめ既に8市町で条例を制定しております。

現在当市では、安全・安心の取り組みとして青色回転灯装着公用車によるパトロールをはじめ大仙警察署や防犯協会などの関係機関・団体との連携のもとにロックパトロールや街頭での啓発活動を行っており、また、昨年10月からは秋田おばこ農業協同組合など6団体と「防犯パトロールの協力に関する協定」を締結し、子供の見守りや高齢者世帯の安否確認などを実施しております。さらに、県の「安全・安心アカデミー」事業を平成17年度は中仙地域に、18年度は大曲地域に招致し、事業に参加された大曲地域の3町内会からは、早々と自主防災・防犯組織を結成していただき、町内のパトロール活動や安全マップの作成などに取り組んでいただいております。

このほか全国地域安全運動の初日の去る10月11日には、鍵掛け推進キャンペーンを実施し、市内の全世帯に啓発ステッカーを配布するとともに、市内大型店3カ所で街頭啓発を行い、市民の防犯意識の向上に取り組んでおります。

今後は、こうした取り組みを含め、安全、防犯等に関する総合的な施策の推進につい

て、関係機関・団体、事業所、市民、市の連携協力を努め、その責務と役割を明確にし、地域を挙げて永続的な活動を推進していくため、基本理念となる「安全・安心まちづくり条例」は必要と考えておりまして、平成20年度中に策定のため20年度当初予算に予算を計上させていただき、準備を進めたいと考えております。

質問の第4点、認可外保育園に関する質問につきましては健康福祉部長から、質問の5点、職員の意識改革とモラル向上に関する質問のうち、1点目の不祥事・不正防止策に関する質問につきましては総務部長から、2点目の監査機能の強化に関する質問につきましては代表監査委員から、3点目の庁舎ホール・ロビーの有効活用に関する質問につきましては総務部長からそれぞれ答弁させていただきます。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、田牧代表監査委員。

○代表監査委員（田牧貞夫君） 質問の第5点、職員の意識改革とモラル向上についての監査機能の強化についてであります。

合併してから3年を経過しようとしておりますが、決算審査を実施いたしました平成17年度・18年度の過程において感じたことを踏まえご質問にお答え申し上げたいと思います。

はじめに、地方自治法が期待する十分な監査を実施してきたか、また、十分な監査をするまでに至っていない監査等についてのご質問でございます。

地方自治法に定める監査委員監査をするに当たりましては、違法、不正の指摘にとどまらず本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理執行が地方自治運営の基本原則であります「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているか」といった点につきまして特に意を用いなければならないとされております。監査委員の職務権限といたしましては、一般監査において定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等に関する監査、公金の収納または支払い事務に関する監査がございます。また、特別監査といたしましては、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査があります。また、検査といたしましては例月現金出納検査、審査といたしましては決算審査と基金の運用状況審査を実施しなければならないとされております。

特別監査は別といたしまして、毎年数多くの各種法律改正が行われる中で、これまで



すべての監査にわたり十分な監査であったかどうかについては疑問も残るところでございますが、公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心が一段と高まってきている状況におきまして、これに応えるために議会選出監査委員ともども鋭意努力しているところでございます。

また、十分な監査に至っていないものとしたしましては、工事関係の設計書積算、電算関係の委託料の積算などがございます。これは専門知識を有するスタッフの確保に原因がございまして、今後、監査機能の充実を図るために検討させていただきたいと思っております。

次に、決算審査や定期監査での指摘事項についての改善状況についてでございます。

これまでの指摘事項は、審査対象部局等のみに関するものではなく、全庁に共通して改善を要する事項がほとんどでございました。指摘いたしました主要な事項については、当年度において改善に向け実施されております。

具体的に申し上げますと、市税及び税外収入の滞納繰越金などの収納確保に向けた収納対策推進チームの設置でございます。また、保育園、幼稚園及び社会福祉施設の法人化への推進、公共施設の見直し、督促手数料及び延滞金の適正徴収のための条例改正、公共下水道及び農業集落排水事業の使用料の改正、補助金の交付につきましては補助金審査委員会を設置しての検討などがございます。いずれも経常収支比率を押し上げている要因について、改善に向け積極的に努力されましたことにつきまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後の審査等についての指摘事項につきましては、法的義務はないとはいえ監査の実効性を確保するために対応報告書の提出などを検討したいと思っております。

次に、財務事務等の監査についてであります。監査委員の監査は限られた職員で限られた日時の条件のもとで、どれを監査対象とするかを検討して監査に入りますが、どのように効率的に監査をしたかが重要でございまして、議員ご指摘のとおり行政で行う事務事業をすべて監査するのではございませんが、重点的・効率的な監査執行が求められます。

財務会計処理につきましては、収入調定、支出負担行為及び支出命令等は金額に応じて副市長、部長等、課長等において収入の根拠、支出の正当性を十分確認の上、専決処理されます財務規則となっております。これまでの監査では、合併前の慣行や習慣により処理されております事例が多く見られましたので、特に重点的に監査を実施いたしま

した。監査時においては、適正を欠く会計処理に当たりましては、基本となる地方自治法の財務会計規定、大仙市財務規則の趣旨を十分理解してもらい、適正な執行となるよう収入調定、支出負担行為、契約等について指導し、改善を求めています。不正防止につきましては、監査委員といたしましてもあってはならない不正が行われることがないよう、今後ともチェック体制を含め機会ある毎に厳しく注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第5点、職員の意識改革とモラル向上についてお答え申し上げます。

はじめに、不祥事等の防止策についてであります。本市におきましては職員一人一人が全体の奉仕者としての自覚を持ち、服務規律の向上と公正な市政の確立を図るために職員の綱紀の保持に努めております。

主な綱紀肅正事項といたしましては、1点目として、職務上利害関係にある者との飲食、贈答、遊技など市民の疑惑を招くような行為を慎むこと、2点目として、飲酒運転は絶対しない・させないこと、3点目として、公金の取り扱い及び予算執行等については関係法令や通達に則り適正に行うこと、4点目として、公共工事の入札・契約については事務手続きの透明性・公平性の確保に努めること、5点目として、勤務時間中は職務に専念し、勤務態度等に不信を持たれることのないよう心がけるとともに勤務時間以外における私的な行動においても職員一人一人が公務員としての自覚を持って行動することなどあります。年度始め、お盆前、年末・年始などにおきまして文書等で全職員に通達し、徹底を図っているところであります。

また、新規採用職員研修や中堅職員研修などの職務研修におきましても意識改革やモラルの向上に努めておるところであります。さらに、管理監督の職にある職員に対しましては、部下職員の模範となるよう自らを正すとともに部下職員に対して服務規律や公務員倫理について周知、指導を行い、職場全体での意識改革やモラルの向上に取り組むよう今後とも徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、庁舎ホール・ロビーの有効活用についてであります。市の庁舎につきましては市民が気軽に立ち寄り、自由に集える場でなければならないと認識いたしております。職員に対しましては、日頃から市民主体の行政運営を心がけるよう指導しておりますが、議員ご指摘のような市民の方の声があるということは、さらなる職員の意識改革の必要

性を感じるところであり、今後徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

市民ホール等の有効活用につきましては、現在も一部庁舎におきまして写真・絵画等の常設展示及び季節毎に盆栽同好会や山野草同好会などの作品展示を行っておりますが、今後は市民の憩いの場として、また、各種サークル活動の発表の場として、より一層市民の皆さんに活用され、市庁舎が身近な施設として親しんでいただけるよう工夫してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 質問の第4点目は、認可外保育園の現状認識及び今後の支援策についてであります。

はじめに、認可外保育所は、以前は一般的に無認可保育所と言われておりましたが、平成13年度に国の認可外保育施設指導監督基準が制定されまして、現在は認可外保育所と変わっており、県が指導監督を行うことになっております。

大仙市内の認可外保育所では、乳児保育や延長保育など認可保育所に準じた保育のほか、独自のサービスとして保護者を対象とした子育て教室・相談、カウンセリングや子供に対する特徴的な教育プログラムの実践など認可保育所に劣らない保育サービスを提供しているものと認識をいたしておるところでございます。

この認可外保育所に対する支援策といたしましては、現在、市単独事業の認可外保育所環境改善事業と県補助対応事業として認可外保育施設補助事業の2つの支援事業を行っておりますが、今後も引き続き支援してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、放課後児童クラブの委託についてであります。

放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業として10人以上の児童が入会している児童クラブについて、国・県合わせて3分の2以内の補助がありますが、平成22年度から制度改正により70人を超える児童クラブについては補助対象外となることから、委託を含めた運営体制の見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 18番、残り時間少なくなりましたが、再質問ありますか。

○18番（佐藤芳雄君） 質問というかお聞きしたい点が多々ありますけれども、時間の

関係上、言いたいことだけは少し時間内に言わせてもらいたいと思いますのでよろしくお願ひします。

まず最初に、安心・安全まちづくり条例につきましては、市長は平成20年度に策定する予定があるということをごさひまして、ありがとうございます。

それともう一つは、今、財政が、一般財源が苦しいということていつも執行部の方はおっしゃっておりますが、今年て4月26日に税金の収納対策推進チームができました。これは税金を推進するチームでありますが、今度は大仙市におきましては遊休土地とかいろいろ借地土地がたくさんあると思います。その土地をやはり市民は利用したい方がいるはずてござひます。その市の土地を、遊休土地を売買する、市民に譲ると、そういうチームもつくってお金にしたら、財政にしたらいいのではないかと思うところてあります。ちなみに、やはり道路台帳とか、やはり道路台帳は交付税の関係上、利用していない土地がたくさんあると思います。そして、市民が利用したいという方がいるとお聞きしております。そういうのも一つの財源の一つだて思います。そしてまた法定外調査も平成16年まで市が行っているて思います。ここでなかばおしなしく面積いろいろお話しすると時間がござひませんが、そういうのも一つの財源の一つてありますので、どうかよろしくお願ひしたいて思います。

それから、認可外保育園てござひますけれども、認可外保育園であろうとなかろうと、やはり子供たちは少子化になりまして、一人の子供たちをさらにしっかりと社会に構成できるようにしなければならぬて思っております。秋田県でどんなに学力が全国1位になっても、やっぱり安心できるものではないて思います。保育園から、小さいときから育ててくるのが基本てありまして、予算の方は削らないように、できるようにお願ひしたいて思っております。

そういうことで、また、ロビーの利用につきましては、やはりある一部の庁舎ロビーはいろいろやっているところもあります。大仙市の本庁はできないて思っておりますけれども、やはり今、各支所に行きまして、職員が半分以上が地元でないのがたくさんです。やはり市民が職員をわからないというのが現状てござひます。やはりそういっても、やはり安心・安全でない、安全第一だ、安心感がない、知らないところにいると、ちょっとやはりいろいろな絵画など書道など飾っておきますと、安心して和やかに役場に、市役所に、支所に行けるというのが現状てありますのでよろしくお願ひいたしたいて思います。

以上て終わります。

○議長（大坂義徳君） 所定の時間となりましたので、これにて18番佐藤芳雄君の質問を終わります。

次に5番藤井春雄君。はい、5番。

○5番（藤井春雄君）【登壇】 おはようございます。市民クラブの藤井春雄でございます。昨日から7人目であります。質問する方は1人ですが、入れ代わり立ち代わりの質問者に答弁する当局も大変だと思いますが、あと2人ですから頑張ってお答えしたいと思います。

昨日からいろいろありましたので重複する点もあろうかと思いますが、質問する視点も多少違いますから、通告どおりひとつ質問をさせていただきたいと思います。

平成19年も残すところわずかとなりました。まさに国体に明け、国体の成功と感動に暮れた一年であったといっても言い過ぎではないと思いますが、一方では夕張市問題もありました。夏の参議院選挙では、まさかという事態となったりで今年もまた激動の一年でもあったと思います。

3年目になった当大仙市も社会全体の大波に揺られながらも着実な歩みを続けているところですが、これからまさに真価が問われる時期になると考えます。栗林市政も折り返し点を過ぎ、今度の平成20年度予算は栗林市政1期目の締めくくりの予算ということになりますが、その厳しさは先程までもいろいろ言われてきたように、財政状況の説明会でも改めて認識し合ったところですし、今般の市政報告で述べられた予算編成の基本的事項は、まさに当を得たものだと思いますが、述べられているように、今後、大仙市が自立・持続可能な財政基盤を確立していく上で分岐点となる重要な予算編成であるという認識を共有し、議会ももちろんですが職員一人一人の改革の意識がその成否を決めることになるのだと思います。

そこでお伺いいたしますが、これまでも中央・地方を問わず、また、官民を問わず意識の改革が叫ばれてきてはいるのですが、言うには易く行うには難しで至難の業でもあっていると思います。特別な方策などお考えでしたらお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、三役体制についてお伺いをいたします。

収入役が廃止され、条例では副市長が2名となっているところですが、現在は1名の副市長で頑張っているところですが、市長にしろ副市長にしろ多忙さは半端ではないように見受けられます。組織や職員意識の改革を進めるためには、トップの方々も職員と胸襟を開いて話し合うことは欠かせないことであり、リーダーの熱意とその指

導性が問われるものではないかと思えます。条例で定められているトップ体制をきっちりとして整え、改革に向けて万全の体制を整えることは最重要の課題ではないかと思えますがいかがでしょうか、見解等お伺いしたいと思えます。

2つ目は、仙北組合病院新築移転問題と医療体制についてであります。

最近の報道では、医療問題に触れられない日はないほどですし、県市議会議長会の知事要望のトップにも医師不足の解消と医療体制の整備充実がうたわれているようであります。

当地域医療の中核施設である仙北組合病院の移転を含む医療体制の充実についても、議会の都度状況等の説明がありましたし、9月議会においても小山議員の質問に答え、県議会の9月定例会での知事答弁で県の新たな支援策により平成26年度の開院を目指すことが報告されましたので、昨年、ふれあい文化センターにおける医療シンポでの渋川会長さんからの10年先というお話からすれば、一歩も二歩も前進したと受けとめたのですが、最近の報道やら動きからすれば、このままの状態であと6、7年先まで大丈夫なのだろうかという心配が出ていることも事実ですので質問をさせていただきます。

その1つは、診療科がだんだん少なくなってしまうのではないかという心配です。今年10月からは眼科がなくなりました。著名なお医者さんだったようですので、多くの患者さんから存続の要望が出され、市の当局からもご尽力をいただきましたが要望はかなえられない結果になりました。さらに医師不足から小児科や産科等の縮小も考えられているなどとも言われています。また一方では、開院された新平鹿病院が最新鋭の設備や行き届いたサービスもあって、当地域からも相当数の方々が平鹿病院に通うようになってきているようであります。このようなことから、これから6、7年もの間、本当に大丈夫だろうかという不安になっているのだろうと思えます。幸い、中通病院の新築工事が始まったようですから状況もいろいろ変わるだろうと思えますが、これからの地域医療体制全体の見通しについてお知らせをいただきたいと思えます。

あわせて、9月定例では県の新たな支援策のもとで仙北組合病院の改築計画も早々に示されると思うので、2市1町でつくる地元自治体協議の場で云々と答弁されておられますから、県の新たな支援策のもとでどのような動きになっているのかお知らせをいただきたいと思えます。

次に、フッ素洗口についてであります。

2月定例において、この実施に当たっての要望等いろいろと申し上げたところですが、

市政報告でありますように小学校でも順次進んでいるようですし、幼稚園・保育園ではほぼ定着したようであります。しかし、先行した幼稚園・保育園の職員について行ったアンケートによれば、週5回方式による時間的な負担や薬剤の管理、洗口液の調整などで負担を感じているという結果が出ているようであります。そのため、例えば週2回法を検討するとか、洗口液の調整は小学校同様に薬局に委託する方法を考えるとかの改善策が必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。また、小学校で現在行われている洗口液調整は薬局のサービスだと伺っていますが、試行期間はともかく、本格実施時には正当な対価を予算化することは当然だと思います、いかがでしょうか。いずれ安全性などいろいろ議論をかもしてきた問題でもありますし、いざ実施をするということになれば、洗口のコップの問題やら水飲み場の問題、保護者の理解が得られない子供への対応の問題、とりわけ大規模校といわれる学校などでは、たかが洗口という代物では決してないようでありますので、定着するまでは十分な行政のフォローが必要だと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、イオン大曲ショッピングセンター開設と中心市街地商店街活性化についてであります。

イオン大曲ショッピングセンター問題について市政報告では、わずか3行で片付けられていますが、市との間ではどのような協定と申しますか約束事があったのか、まずお知らせを願いたいと思っております。

本題に入りますが、この問題で大曲商工会議所の皆さんから同意が得られないままに着工に入ったことは、お互いに残念なことだとは思いますが、当地域における商業活動の新たな段階であるにとらえ、大型店とどのように共生していくのかを模索することが必要な時代になったのではないかとこの立場で申し上げたいと思っております。

少し長くなりますが、大曲の中心市街地商店街の近代の歩みを振り返ってみますと、鉄道を中心に人や物流が進んだ時代が高度成長期とも相まって県内でも有数の商業地域として発展してきたのですが、車社会への移行とともに駅前通りと言われる商業地は衰退を余儀なくされ、この大変革期といわれる時代への対応が今日問われているのではないかと考えています。

1つは、鎖国政策をとってきたソフト面での対応です。大曲の中心市街地でも当時、御三家と言われたうちの1企業が撤退を余儀なくされ、中央資本が入るのではということで当時の商工会の要請もあり、確か当時は市の第三セクターだったと思っておりますが、駅

前開発株式会社が買収をし、中央資本の進出を阻止したと聞いています。また、13号バイパスが完成し、平成8年か9年頃だったと思いますが、イオンもいち早く大曲駅近郊に進出を計画し用地交渉に入ったところ、市内の企業が数箇所農地を借り上げており、交渉してもらちが明かないために、イオンより市に対して仲介斡旋方の要請があったけれども市が断り、約半年かけたイオンの大曲店準備も諦めざるを得なかったという経過もありました。

一方、近隣ではよく比較される横手市の場合を見れば、新しく整備された区画のもとにジャスコもサティもいち早く出店しましたし、今では市内ということになりますが、旧中仙町では商工会青年有志の皆さんが先頭になり、町当局、議会も呼応し、ジャスコの誘致運動を進め実現をさせたわけですから、大曲とは全く違った開放政策をとってきたといえます。私は、何でも時代の流れに流されることがよいとは思ってはいませんが、少なくとも商業活動においてはその見極めは欠かせないことであり、経済の高度成長とグローバル化、そして情報化と車社会、また、規制緩和という時代の大きな波を鎖国政策で乗り切ることが不可能であり、その意味では大曲における中心市街地の対策は時代の流れを見誤り最初からボタンを掛け違えたところに根本的な問題があったのではないかと考えています。

次に、ハード面ということになりますが、中心市街地のまちづくりがどうであったかについて触れさせていただきたいと思います。

駅前を中心にしたまちづくりは、昭和49年から昭和62年までの駅前区画整理事業と引き続いて、平成元年からは現在行われています第二区画整理事業、私も当該地域に居住する一市民でもありますから、議会のたびに皆さんからご指摘される問題点を承りながら肩身の狭い思いをしているわけですが、中心市街地の表看板となる駅周辺の整備、つまり駅前区画整理事業が全く代わり映えのしない結果に終わったことが今日苦心をしている要因になっているのではないかと考えています。具体的に申し上げますと、1つはバスの乗り入れもできない駅前広場やメインストリートは全く手がつけられなかったことで車時代に対応したまちづくりにはならなかったこと、2つ目は、最も中心となるべき駅周辺の空き地が目立ち、にぎわいが創り出せなかったこと、3つ目は、ドーナツ化現象に歯止めをかけるような対策がとれなかったことなどが挙げられると思います。

イオン問題でコンパクトシティを推す国の方針に反するのではというご意見などもあったように思いますが、大曲のまちづくりの歴史を振り返ると、駅前区画整理事業が



そのチャンスであり、今では時期を失しているのではと思っています。

以上、長々と述べてまいりましたが、私は大曲における中心市街地を考えると、駅前区画整理事業が時代を先取りしたものになり得なかったこと、また、鎖国政策が時代を見誤ったこと、このハード・ソフト面での反省から見直さなければならないと考えていますがいかがでしょうか、見解等ありましたら承りたいと思います。

さて、冒頭申し上げましたように大曲もようやく新しい時代に入ったという認識のもとに、これまでの発想を変えて立ち向かう必要があるのではないかとというのが私が申し上げたい核心部分であります。商売はずぶの素人が見当外れのことをと言われるのを承知で申し上げますと、大型店の集客力は抜群なものであり、これまで大曲からよそに、例えば御所野や横手に出かけておった人たちも大曲ジャスコに帰ってくるようになるでしょうし、当然、新しい人たちも入ってくるようになります。まず大曲に人が集まることが第一義であり、それを中心市街地まで足を運ばせる知恵と工夫と努力が求められてくるのではないかと思います。そのためには、例えば、例えばのことですが、これまでは中心市街地向けにしか回らない循環バスを郊外経由で市内入りするコースに変えてみるとか、さらには大型店も地元との協調は欠かせない立場でしょうから、得意分野の花火グッズを大型店を利用して売り込むとか、いろいろと工夫や活用の仕方があるのではないかと考えています。要は、せっかくのチャンスととらえ打って出る気概を持つことではないかと考えています。

結びということになりますが、いずれ大仙市の顔でもある中心市街地活性化は避けて通れない大きな問題であります。かつての駅前通りからすれば、火の消えた状況にはなっていますが、花火通り商店街として3年前に設立されたTMO大曲株式会社を中心にまだまだ頑張っておられます。のびのびランドや花火庵ではボランティアの方々が熱心な応援をされていますし、いろいろなイベントも次から次と行われています。どなたかは忘れましたが、「地域の活性化は化学的反応ではなく、生身の人間による持続性を持った活動によるものだ」と言っておられます。まさにそれを地でいっている地域でもあると思っています。ジャスコ大曲店の設置とあわせ長々と持論を持し上げてまいりましたが、この新たな時代にどう対応すべきか、まとめて見解をいただければ幸いです。

以上で質問を終わりますが、再質問はしない予定でありますから、きっちりしたご答弁をよろしく願いをいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 5番藤井春雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 藤井春雄議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、予算編成の基本的事項についてであります。

平成20年度当初予算編成につきましては、今後、自立・持続可能な財政基盤を確立していく上での分岐点となる重要な予算編成であると認識しております。歳入一般財源が大幅な減額となることに伴い、歳出においては概算要求基準を設け、コスト削減を図って予算の積算をするよう方針を打ち出しております。

この方針に基づき確固たる財政基盤を確立していくためには、全職員が共通の目的意識を持っていかなければなりませんし、市町村合併により変革している市民ニーズに的確に対応していくためにも職員の意識改革が不可欠であると認識しております。このため、市民の感覚・目線に立ち、施策の内容や成果にこだわりを持つことが大切であり、事業の必要性や効果を原点から見直し、真に必要な経費をゼロから積算し、職員自身が施策・改革の主体となるよう促してまいりたいと考えております。

また、職員一人一人がこれまでの前例踏襲の意識を捨て、市民の声や事業の課題を分析し、市民サービスの向上、事業の改善・提案へと発展していく予算編成が行えるよう積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、欠員中の副市長人事についてであります。藤井議員お尋ねのとおり平成17年2月の市議会定例会において助役の定数を2名とし、あわせて収入役の事務を助役に兼掌させる関係条例を制定していただきました。平成17年12月に助役1名の選任に同意していただき、その後、平成18年4月には大規模な機構改革を実施して組織体制の充実強化を図りました。また、自治法の改正によって平成19年4月からは副市長に制度が改められ、新たな課題に対応すべく日々努力しているところであります。

今後、自主財源の確保や若者が安心して定住できる環境構築のため、積極的な企業誘致による産業振興や国・県への要望活動、圏域の医療・保健・福祉にかかわる仙北組合病院の移転新築問題など喫緊の課題を抱えており、これらの課題解決に向けてもう一名の副市長が必要であると強く感じております。

以上のようなことから、先の市議会におきまして門脇議員の質問にお答えいたしましたとおり、現在作業を進めております来年度予算編成並びに組織機構の問題とあわせて検討していきたいと考えております。

質問の第2点は、組合病院の新築移転と医療体制についてであります。

はじめに、地域医療体制についてであります。昨今新聞等でも地方病院の医師不足が報道されており、特に産科医、小児科医につきまして憂慮すべき状況と認識しております。

全国市長会としても国に対し、地域医療保健に関する要望や医療制度改革及び医師確保対策の推進に関する決議を行い、医師不足の解消や都道府県域を超えた需要調整システム、医師派遣体制の構築、医学部の定員を増やす等医師の絶対数の確保、産科・小児科医等不足が深刻な診療科の医師の計画的な育成、確保及び定着のため、実効ある施策及び財政措置などを強く訴えております。

大仙仙北圏域には病院が8施設、そのうち救急告示病院は3施設、一般診療所は103施設で、平成15年度より4施設増加しております。人口10万人当たりの医師数は132人で、全国平均より70人、県平均よりも61人少なく、中でも病院の勤務医不足は深刻な状況であります。当地域では組合病院と開業小児科医が連携して小児救急体制を当番制で行うなど、病・診連携体制をほかに先駆けて実施しております。また、特に医師不足と言われております診療科において、大仙仙北圏域では産婦人科が2病院と3開業医、小児科が2病院と3開業医、眼科が1病院と5開業医、皮膚科が2病院と1開業医など一応の医療体制が確保されており、医師会をはじめ開業医の皆様が地域医療を支えてくださっているものと考えております。

秋田県では現在、仙北地域振興局が中心となり、医師会をはじめ関係団体と協議し、仙北組合総合病院と圏域内の医療機関の機能を明確化し、生活習慣病等の予防や治療、救急医療、在宅医療に関する医療連携体制を構築し、いつでもどこでも受けられる医療体制、大仙・仙北医療圏地域医療計画を策定中であります。この協議会の会長は私、大仙市長が務めておりますが、この中で全体像が示されつつありますが、市といたしましても県と連携して地域医療の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、仙北組合総合病院の移転新築についてであります。9月県議会で知事が「仙北組合総合病院の改築に向け、病院改築計画が達成できるよう新たな支援策を講じてまいりたい」と述べるとともに、県議会の一般質問の答弁において「新たな支援策は医療機器の購入費や旧施設の解体費への助成などを想定し、支援額は20年度から26年度の7年間で30億円から35億円程度を見込んでいる。既存の病院建築事業費3割助成事業も継続するため、3病院に対する7年間の支援額は100億円程度となる見込みで

ある」と答えております。

これを受け、先の市議会定例会で「県の新たな支援策のもとに厚生連として仙北組合総合病院の改築計画が早々に示されると考えており、地元自治体としての支援等について早急に協議が必要と思っております」と答えたところであります。

その後、秋田県厚生連に対し、県の新たな支援策のもと、仙北組合総合病院の改築計画等について地元自治体へ説明して下さるよう申し入れております。残念ながらいまだ実現しておりませんが、近々、厚生連幹部とお会いする機会を持っておりますので、この中で今後の進め方等について協議してまいりたいと存じます。

現在、厚生連からは「秋田県厚生連では、鹿角組合総合病院、湖東総合病院、仙北組合総合病院の改築整備を重要課題と位置づけ、その事業化に取り組んでいる。一方、所管である農林水産省からは、自己資本不足を指導されており、農協法の基準を達成するための財務改善計画のもと、その検証を受けている最中であるが、診療報酬、医師不足、患者減等に加え雄勝中央病院を含め以前建築した病院の減価償却費、支払利息等のかかり増し経費もあり、平成18年度は大幅な赤字を計上している。秋田県は仙北組合総合病院建築まで見据え、新たな支援策を講じる予定であるが、厚生連ではまず現状の経営基盤の立て直しと将来的な財産改善に取り組む必要があり、これを前提に仙北組合総合病院建築のあり方を検討している」と説明を受けております。

市といたしましては、大仙仙北圏民が安心して受けられる医療体制づくりを喫緊の課題ととらえており、地域医療の中核病院であります仙北組合総合病院の改築計画を早期に示して下さるよう、引き続き厚生連に強く要望してまいりたいと考えております。

質問の第3点、フッ素洗口に関する質問につきましては、健康福祉部長から答弁させていただきます。

質問の第4点は、イオン大曲ショッピングセンター開設と中心市街地活性化についてであります。

はじめに、イオンとの協定についてであります。雇用に関し、平成17年7月11日付で「優先的に地元農業経営農家から概ね3割以上採用するよう努める」との協定を結んでおり、平成18年2月13日には、毎年4月末日までに従業員の雇用実態の報告書の提出と、3割に満たない場合は雇用の改善を求めることについて確認したところであります。

また、平成19年2月23日付で地元雇用、これには正社員の確保も含まれますが、

地元雇用の確保や騒音や防犯等への配慮、環境に配慮した店舗づくり、テナント入店時の配慮、地域商品の積極的な取り入れ等 11 項目の要望を行い、3月27日付でそれぞれの要望に前向きな回答をいただいております。

さらに、イオン出店により交通量が増加する市道坪立線の側溝改良による道路幅員の確保、市道荻ノ目1号線付替道路の市道坪立線までの延長及び水道管布設工事費のイオン出店により増額となる分については、イオンに負担していただくことで了承いただいております。

次に、まちづくりについてであります。大曲駅前広場や花火通り商店街を取り込んだ大曲駅前土地区画整理事業は、昭和49年から昭和62年に実施されております。花火通り商店街につきましては、都市計画道路により拡幅を予定しておりましたが、当時は商店街の活気もあり、現状のままでも十分なまちづくりが可能との地権者の意向により変更したものであります。

また、駅前広場の計画に当たっても減歩率の問題と秋田銀行を確保するということが合意形成が図られたものであり、バスの駅前広場への乗り入れについては、ヤマサを核としバスターミナルを抱えた複合ビルの計画が進み、駅は徒歩圏内であるという意見が多く、駅前広場の拡張を断念した経緯があります。

確かに現在の社会経済情勢を考えれば先見の明がなかったという議論も浮上するわけですが、地権者と合意形成のもと進められていた事業の結果であると認識しております。

現在は、大曲駅東西の機能分担の一つとして、東側にバスの乗り入れを確保し、東西自由通路で連絡するなど時代の変遷に即し、機能を補完しながら中心市街地を成熟させていく方針で事業を進めております。

次に、イオン大曲開設に伴う対応についてであります。〔仮称〕イオン大曲ショッピングセンターは、去る11月23日に安全祈願祭が行われ、来年上期に開店する計画で現在工事が進んでおります。イオンの出店につきましては、雇用の場の確保とともに市の総合計画の将来都市像であります「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の構築のため、市内外との積極的な交流と連携のもと、交流人口の拡大を促進し、市外からの買い物客等の誘客を図り、地域経済の発展を図るとの考え方から出店を受け入れたものであり、中心市街地と郊外店舗の連携や中心市街地のあるべき姿等について、今後予定しております中心市街地活性化計画、これは国へ提出する計画であります。策定の中で地元関係者や商工団体とともに十分検討してまいりたいと存じております。

以上、私からのお答えといたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、深谷健康福祉部長。はい、部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 質問の第3点は、フッ素洗口についてであります。

はじめに、現場の改善策や改善点についてでございますが、現在、幼稚園・保育園では洗口液を園の保育士等が調整し、週5回実施しておるところでございます。モデル事業として実施しました当時のアンケート調査結果では、議員ご指摘の回答があったことは事実であります。現場では週5回を実施することで言葉の発音が明瞭になった、それからおやつ後のうがいが上手になった、ブクブクうがいを楽しんでやっている、歯に関心を持つようになったなど子供たちにとってプラスになっていることも多いと聞いておるところでございます。

週5回法、2回法の考え方があるようでございますが、大曲仙北歯科医師会といたしましては、洗口液を園内で調整し、週5回実施の方針でありますので、現状の実施方法で継続していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、小学校での洗口液調整の件についてでございますが、この業務につきましては幼稚園・保育園と異なり、市内の薬剤師会にお願いをしてやっていただいております。今年度の手数料につきましては事業の予算内で対応していきたいと考えておりますが、新年度につきましては当初予算に計上をしまいる予定でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 5番、再質問ありませんか。

○5番（藤井春雄君） ありません。

○議長（大坂義徳君） これにて5番藤井春雄君の質問を終わります。

次に、7番佐々木昌志君。

○7番（佐々木昌志君） 【登壇】 今期定例会一般質問、いよいよ最後の登壇となりました。お疲れのことと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、先に通告いたしました3点についてご質問いたします。

まず最初に、携帯電話の不感地帯解消について、その計画と見通しについてお伺いいたします。

申すまでもなく今や携帯電話は車同様日常必需品であり、不感地帯に住んでいる人でも一家で複数人が携帯電話を所有している状況にあると思います。そうした中、西仙北

地域、とりわけ土川、大沢郷地区においてははまだ400世帯が不感地帯であります。ご承知のとおり土川地内には神岡、協和、中仙、角館にそれぞれ通ずる県道4路線があり、また、大沢郷地内には地域を縦走し国道105号線に接続する広域農道、グリーンロード等いずれも幹線道路として年々通行量が増加し、ドライバーの方々からも一日も早く携帯電話が使用可能になるようにとの要望を度々耳にすることがあります。日常生活はもちろん、交通事故や災害等一刻を争うとき、携帯電話に依存する割合は非常に大きなものがあります。そこで、来年度1基建設予定と聞き及んでおりますが、不感地帯の早期解消に向けて今後の計画と見通しについてお伺いいたします。

次に、道路新設、改良予算の配分方式の見直しについてお伺いいたします。

この件につきましては、私自身、9月まで建設水道常任委員会に所属しておりましたので、先の決算特別委員会、建設水道分科会でも意見を申し述べたところでありますが、再度本会議において当局の考え方をお伺いしたいと思っております。

大変厳しい財政状況の中で総合計画の見直しにより平成19年度から平成22年度までの道路新設・改良に要する予算は19年度において18年度予算の80%となっており、今般の財政事情を考えると、20年度予算はさらに厳しいものになると思われまゝ。そこで、限られた予算を各総合支所への配分割合基礎として、1つとして合併前旧市町村の過去3カ年（平成13年度から15年度）予算の平均を50%とし、2つ目として市道延長の割合を25%、3つ目として市道未改良延長割合を25%として配分しているようではありますが、旧町村ではまだまだ未改良延長が多く、当時、道路改良の必要性があつたにもかかわらず財政はもとより他事業とのかかわりなどから道路改良予算に配分することができなかつたと聞き及んでおります。住民の不便・不安を解消するためには、生活基盤の整備が何より大切なことだと思います。そこで、20年度予算編成に当たっては、市道延長の割合や未改良道路延長に応じた予算配分に重きを置き、継続事業の進捗率を上げ、早期完成を図るべきと考えますが、当局の所見を伺いたいと思っております。

最後に、雄物川中流改修の促進についてお伺いいたします。

現在、雄物川中流部緊急対策特定区間事業として協和地域の福部羅地区、西仙北地域の強首地区で平成15年度より23年度までの予定で事業化が進められ、両地域において家屋移転が進められております。当初計画では、平成20年度完成と伺っておりましたが、初般の事業から事業完成年度が延びておるようです。そうした状況の中、西仙北

地域の刈和野橋から強首橋までの約6.8km間は無堤地区であり、雄物川左岸に位置する北野目、寺館、大巻、強首集落では毎年のように浸水被害を受けており、集団転作等集落営農にも大きな支障を来たしております。特に今年9月の豪雨では冠水、浸水面積が300haと、稲作・畑作において甚大な被害を受けました。また、河川の氾濫により農地1.5haが流出しましたが、復旧には受益者負担が伴うため復旧の目途はたっていないと聞き及んでおります。

申すまでもなくこの事業は国の直轄事業として進められておりますが、既に北野目、寺館、大巻集落の大部分の用地買収は終えており、残る事業用地買収の促進を図り、築堤の早期着工とあわせて緊急特定区間の早期完成に向け、市当局かつ栗林市長におかれましては、雄物川上中流改修整備促進期成同盟会会長として強力な要望活動を展開していただきますようお願いいたしますとともに、今後の取り組みについて所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 一般質問の途中ですが、昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時に会議を再開いたします。

午前11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番佐々木昌志君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐々木昌志議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、携帯電話の不感地帯に関する質問につきましては、情報格差の解消からということで私も県並びに事業者と直接歩いておりますけれども、進捗状況等について企画部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、道路新設・改良予算の配分方式についてであります。

平成18年度の道路新設改良費の予算につきましては、ご指摘のとおり合併前の過去3年間の道路予算の割合を50%、市道延長の割合を25%、市道のうち未改良延長の割合を25%とする配分基準と地方道路交付金事業、地方特定道路整備事業による幹線道路の事業費及びまちづくり交付金事業等の総事業費を勘案して各総合支所に配分を



行っております。

この予算配分の策定に当たっては、地域からの要望が強い道路予算をいかに公平に配分するかということを念頭に、十分に時間をかけて検討し、取り入れたものであります。特に合併前に行ってきた各地域の道路予算を50%と高くとらえたのは、合併前の旧市町村の財政規模等を勘案して配分することにより、合併前後において予算額に急激な変化が生じないように配慮した結果であり、それに加え、市道延長及び市道の未改良延長を加味して地域間のバランスを図ったものであります。

平成19年度予算においても前年度の配分を基準に各総合支所からの予算要求を必要性及び緊急性を精査した上で予算配分を行っております。

平成20年度以降の予算編成につきましても財政事情が大変厳しい中での予算となりますので、当分の間、これまでの配分基準ベースとし、大仙市全域の中で市民が必要としている路線について検討を行い、予算編成を行ってまいりたいと考えております。

質問の第3点は、雄物川中流改修の促進についてであります。

去る9月17日の豪雨により雄物川上中流及び玉川において大きな洪水被害を受けました。関係皆様に対しお見舞いを申し上げます。

雄物川については、流路延長133kmのうち大仙市協和地区より上流区間115.9kmの管理を国土交通省東北整備局湯沢河川国道事務所が行っております。現在、河川改修事業は緊急特定区間の強首地区と福部羅地区を平成15年度に着手し、平成23年度の完成を目指し、重点的に進めているところであります。

市では横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村の5市町村で河川改修工事の早期完成を促進することを目的に、雄物川上中流改修整備促進期成同盟会を平成18年6月28日に設立し、7月と11月の年2回、湯沢河川国道事務所、東北整備局、国土交通省、財務省、地元選出国會議員へ治水事業促進と予算の大幅な確保について要望活動を行っております。

ご指摘の刈和野橋から強首橋までの築堤事業促進につきましても要望しております。

湯沢河川国道事務所からは、500haを超える強首地区県営ほ場整備事業を勘案し、上中流のバランスを見ながら進めていくとの回答をいただいているところであります。

地域住民の安全・安心を確保するため、社会経済活動の基盤となる治水事業の促進でありますので、今後も国土交通省との調整会議や同盟会活動を通じ関係機関へ積極的に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） 質問の第1点、西仙北地域における携帯不感地域解消事業の計画と見通しについてお答え申し上げます。

西仙北地域において携帯電話が使用できない地域、いわゆる不感地域につきましては、土川心像上地区、同下地区、同杉沢地区と大沢郷地区となっており、その解消の事業計画といたしましては、平成20年度に土川心像下地区、21年度に心像上地区、22年度に杉沢地区と大沢郷地区を予定いたしているところでございます。

携帯電話の不感地域を解消する事業につきましては、通信事業者が単独で設置する場合のほか、地域間の情報格差是正を図ることを目的に国において補助制度を設けている市町村が事業主体となる移動通信用鉄塔施設整備事業と通信事業者が事業主体となる無線システム普及支援事業がございますが、事業は通信事業者の参画が基本となっております。

市といたしましては、これまでも国の補助制度を活用し不感地域の解消に努めておりますが、県内及び全国でも要望が多いことや通信事業者の採算性、考慮要因などにより採択は厳しい状況になってございます。

平成20年度に計画しております土川心像下地区につきましても県を通じて国庫補助事業の採択について要望いたしておりましたが、通信事業者からの事業参画の内諾を得ることができなかったことから、無線システム普及支援事業について要望し、1通信事業者から参画の了承を得ることができ、事業実施に向け国に業者から要望をしていただいているところでございます。

携帯電話の市内における不感地帯は申し上げました西仙北地域の4地区のほか、大曲地域、協和地域に各1地区、南外地域に2地区確認されております。これまでも市長が直接出向き通信事業者への要望をいたしているところでございますが、今後も早期の不感地域解消を目指し、通信事業者への事業参画とともに県及び国への予算確保と事業採択について要望を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 7番、再質問ありませんか。はい、7番。

○7番（佐々木昌志君） 要望も兼ねまして質問をさせていただきたいと思います。

質問項目の2番と3番についてでございますけれども、予算配分につきましては今ご

答弁ありましたとおり各総合支所からの予算要求を必要性及び地域性を精査した上で予算配分を行っているということでございますが、現状を見てみますと私にはどうしてもいささか疑問を感じておるわけでございます。旧町村でそれぞれのこうした未改良の部分、あるいはまた継続事業、たくさん抱えているとは思いますが、私のところの西仙北地域ではいろいろとあるわけですが、その中の特に黒森山線につきましては16年度から事業着工をしまして、当初では19年度完成ということでございましたが、特に合併になりましてから減額予算ということで遅々として進まない状況でございます。22年度には完成と聞いておりますけれども、いずれこの道路につきましてはご案内のように大仙市民はもとより、北部、仙北市を含めた北浦地域の方々が秋田自動車道へ通ずるアクセス道路として大変重要がられておりますし、かつまたそういうことによってわずかな期待、あるいは願望でございますけれども、今問題となっておるユメリアの集客にも多少期待できる部分があるかと、このように思っておるところでございますので、大変厳しい財政の中で容易なことではないと思っておりますけれども、この配分する上でも机上での配分でなく、よくひとつ実情を察しの上にこの検討を行い予算配分を行っていただきたいと、このように思います。

それから、雄物川の中流改修につきましては日頃から大変ご努力いただいておりますことに対しまして感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、合併以前はご案内のように旧大曲市、そしてまた西部4カ町村で期成同盟会を設立いたしまして当局、議会はもとより関係団体が一緒になりまして要望活動を展開してきたところでございまして、私はそれなりの成果があったらこう思うところでございます。今、合併になりまして、その期成同盟会の組織も県内一円ということで大きくなったのでいた仕方ない部分もあるかもしれませんが、私たちからしますと、何となくこの要望活動、いつどこでどのような形で行われているか情報が不足しているわけでございます。いわゆる水害常習地と言われるところに住んでいる方々は常に不安を抱えておるわけでございますので、今後ひとつこの要望活動につきましては経緯など、情報を細かく関係者の皆さんにもお伝えしていただきますよう、ひとつご配慮いただきたいとこのように思います。

以上で終わります。

○議長（大坂義徳君） これにて7番佐々木昌志君の質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第２、議案第１８３号から日程第５３、議案第２３４号までの５２件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第１８３号は総務常任委員会に、議案第１８４号、議案第１９４号から議案第１９７号及び議案第２１０号から議案第２２１号までの１７件は企画産業常任委員会に、議案第１８５号、議案第１８６号、議案第１８８号から議案第１９１号、議案第１９８号から議案第２０９号及び議案第２２４号から議案第２３２号までの２７件は教育民生常任委員会に、議案第１８７号、議案第１９２号、議案第１９３号、議案第２２２号、議案第２２３号、議案第２３３号及び議案第２３４号の７件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

---

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第５４、議案第２３５号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第２３５号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

---

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第５５、議案第２３６号から日程第６１、議案第２４２号までの７件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第２４２号は総務常任委員会に、議案第２３６号及び議案第２３７号の２件は教育民生常任委員会に、議案第２３８号から議案第２４１号までの４件は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

---

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第６２、陳情第６２号から日程第７０、陳情第７０号までの９件を一括して議題といたします。

本件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

---

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月14日から12月18日までの5日間、休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、12月14日から12月18日までの5日間、休会することに決しました。

---

○議長（大坂義徳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会し、来たる12月19日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

散会いたします。

ご苦労様でした。

午後 1時17分 散 会

